

## 日本実験動物医学会講師に対する謝金及び旅費に関する内規

1. 本内規は日本実験動物医学会が行う講演会、シンポジウム、研修会等の講師に支払う謝金及び旅費について定めるものである。
2. 講演会、シンポジウム等講演の場合
  - 1) 謝金及び旅費の額は公益社団法人日本獣医学会の謝金支給規程に従う。
  - 2) 講師が日本実験動物医学会会員の場合は対象外とする。
  - 3) 講演会、シンポジウム等が行われた学会(例えば日本獣医学会、日本実験動物学会等)の会員も対象外とする。
3. この内規の改廃は日本実験動物医学会理事会で行う。
4. 本内規は平成18年3月21日から施行する。  
本内規は平成22年9月16日に一部改正した。  
本内規は平成27年5月27日に一部改正した。  
本内規は平成28年5月17日に一部改正した。